

令和8年 No.45

○国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和8年3月25日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和8年3月26日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和8年規程第12号

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）の一部について、別紙新旧
対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行
〔省略〕 第4章 事務組織 (事務組織) 第29条 本法人に、事務局、<u>法人戦略室</u>及び監査室を置く。 2 事務局に事務局長を置き、事務職員をもって充てる。 3 <u>法人戦略室</u>及び監査室に室長を置き、事務職員をもって充てる。 4 事務局、<u>法人戦略室</u>及び監査室の組織等に関し必要な事項は、別に定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</u>		〔省略〕 第4章 事務組織 (事務組織) 第29条 本法人に、事務局、<u>経営企画室</u>及び監査室を置く。 2 事務局に事務局長を置き、事務職員をもって充てる。 3 <u>経営企画室</u>及び監査室に室長を置き、事務職員をもって充てる。 4 事務局、<u>経営企画室</u>及び監査室の組織等に関し必要な事項は、別に定める。	